

京都大学桂図書館オープンラボ及びリサーチコモンズ利用要領

令和2年4月1日

桂図書館運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、京都大学桂図書館利用規程（令和2年4月1日運営委員会決定。以下「規程」という。）第28条の規定に基づき、オープンラボ及びリサーチコモンズの利用に関し必要な事項を定める。

(利用)

第2条 オープンラボ及びリサーチコモンズは、本学における教育・学習及び研究、それらに関連する課外活動等の目的のために利用することができる。

(利用者)

第3条 オープンラボ及びリサーチコモンズを利用できる者は、規程第3条第1項第1号から第3号までに定める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項以外の者は、前項の者が主催若しくは共催又は幹事等となりその開催に関与する活動であって、オープンラボ及びリサーチコモンズにおいて行われるものに参加する場合に限り、オープンラボ及びリサーチコモンズを利用することができる。この場合において、当該前項以外の者は前項の者に準じて取り扱うものとする。

3 オープンラボ及びリサーチコモンズを利用する者（以下「利用者」という。）は、オープンラボ及びリサーチコモンズ内に設置された機器等を利用することができる。

4 利用者は、オープンラボ及びリサーチコモンズ内に設置された機器等の使用を終えたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

5 利用者は、オープンラボ及びリサーチコモンズに設置された資料、機器等を、オープンラボ及びリサーチコモンズの外へ持ち出してはならない。

6 オープンラボ及びリサーチコモンズに設置された資料、機器等の利用者への貸出は行わない。

(利用時間)

第4条 オープンラボ及びリサーチコモンズの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

(利用予約)

第5条 利用者は、次の各号を満たす場合、所定の手続を経てオープンラボ及びリサーチコモンズの利用を予約することができる。ただし、規程第3条第1項第1号に定める者の予約については別に定める。

(1) 5人以上のグループで利用すること。

(2) 予約時間が、開館日の午前9時から閉館時刻の30分前までの間であること。

2 予約は、原則として1回につき3時間以内とし、他に予約がない場合に限り3時間を超えて予約することができる。

3 予約の開始時刻から30分を過ぎても利用が開始されない場合は、利用をキャンセルしたものとみなす。

(施設使用料)

第6条 前条による予約をしたうえで、本学以外の団体の行事等のために利用する場合、利用者は、国立大学法人京都大学土地・建物一時貸付要領（平成16年4月1日財務担当理事裁定）の定めるところにより、施設使用料を納付しなければならない。

(予約手続)

第7条 予約手続は、電子メール又は桂図書館カウンターで受け付けるものとする。

2 予約手続は、利用日の1か月前から1週間前までの間に受け付ける。ただし、本学以外の団体の行事等のための利用の予約手続は、利用日の1か月前まで受け付ける。

(予約の取消し又は変更)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、予約の許可を取り消すことができる。

(1) 当該予約をした利用者が第11条に掲げる遵守事項に違反した場合

(2) 予約手続において虚偽の記載があった場合

2 館長は、やむを得ない事情が生じた場合は、予約した者に予約の変更を指示することができる。

(利用に伴う責任)

第9条 利用者は、その責に帰すべき事由によりオープンラボ及びリサーチコモンズ内に設置された機器等を紛失し、又はき損したときは、直ちに館長に申し出なければならない。

2 館長は、オープンラボ及びおよびリサーチコモンズ内に設置された機器等を紛失し、又はき損した者に対し、弁償を求めることができる。

3 前項による弁償は、同一のものによることを原則とする。

(利用停止)

第10条 館長は、この要領に違反した利用者のオープンラボ及びリサーチコモンズの利用を停止することができる。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) オープンラボ及びリサーチコモンズに掲示されている注意事項に従って利用すること。

(2) オープンラボ及びリサーチコモンズを、政治的及び宗教的な勧誘、示威行為、営利目的の利用、公序良俗に反する利用その他第2条に合致しない目的で利用しないこと。

(3) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、オープンラボ及びリサーチコモンズの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。